

資源リサイクル活動奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには事前に団体登録を行っていただく必要があります。

補助対象団体の要件

○地域住民20人以上で構成する営利を目的としない団体であること

○資源物を市内のリサイクル業者に持ち込むこと

○回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

補助金額

回収資源物1kgにつき4円

補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶など
※事業活動に伴う資源物は対象となりません。

問合せ

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

生ごみ処理機等の購入費を補助します

生ごみの減量化と堆肥化推進のため、生ごみ処理機などを購入される市内の一般家庭に対して補助金を交付しています。

補助の内容

○生ごみ処理機

補助率2分の1、補助金上限2万円、1世帯1基まで。

○生ごみ処理容器

補助率2分の1、補助金上限3千円、1世帯2基まで。

○平成23年度補助予定基数

生ごみ処理機 60基

生ごみ処理容器 70基

問合せ

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

国民年金の「学生納付特例制度」をご存じですか？

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生に対して、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。この制

度を受けるには年度ごとの申請が必要です。

対象となる学生

所得が一定以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程も含みます）

申請方法

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書を持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

平成21・22年度に当制度の承認を受けた一部の方には、3月下旬に日本年金機構がはがき形式の申請書を送付していますので、必要事項を記入し返送してください。

特例の承認を受けると

承認期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の条件で、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

注意点

承認期間中は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることが

できますが、経過期間によって一定の額が加算されます。

問合せ

○新居浜年金事務所

TEL0897-35-1362

○市庁舎本館市民生活課

年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

地上アナログ放送終了まであと100日

現在の地上アナログテレビ放送は、7月24日(日)までに地上デジタルテレビ（地デジ）放送に移行します。地デジ対応の準備をお急ぎください。

地デジ受信の問合せ

デジタル愛媛

TEL089-903-0101

チューナー支援の問合せ

総務省地デジチューナー支援実施センター

○NHK放送受信料全額免除

世帯

TEL0570-033840

○市町村民税非課税世帯

TEL0570-023724

※受付 9時～21時（土・日

曜・祝日は18時まで）

一部窓口業務を19時まで延長します 期間：4月1日(金)、4日(月)～8日(金)

年度当初に転入等される方で、通常の開庁時間に来られない方のため、本庁市民生活課市民係と東予総合支所市民福祉課市民保険係の窓口業務を延長し、住所異動の受付や各種証明の発行を行います。

- 開庁場所 市庁舎本館市民生活課市民係、東予総合支所市民福祉課市民保険係
(丹原・小松総合支所は延長しません。木曜日は従来どおり丹原・小松総合支所も19時まで延長します)
- 取扱業務 各種住所異動届、印鑑登録、国民健康保険加入・脱退、各種証明発行、戸籍届出。
※他市町村等に照会が必要なものや届出の内容によっては、当日の取り扱いができないことがあります。
- 問合せ 市庁舎本館市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211